

## 第50回信州・御代田龍神まつり企画運営業務に係る公募型プロポーザル実施要項

### 1 委託業務名

第50回信州・御代田龍神まつり企画運営業務委託

### 2 趣旨

この要項は、第50回信州・御代田龍神まつり運営業務について、公募型プロポーザル方式により、受託事業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

### 3 事業概要

#### (1) 業務内容

別紙「第50回信州・御代田龍神まつり企画運営業務仕様書」のとおり

#### (2) 委託期間

契約締結日から令和6年12月27日まで

#### (3) 委託料上限額

7,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、見積比較において使用するものであり、企画内容の規模を示すためのものであることを留意願います。

※参考見積書の金額が委託料上限額を超過した場合は失格とします。

### 4 スケジュール（予定）

内容	期間
公募開始	令和6年3月25日（月）
参加申込書提出期間	令和6年4月8日（月）まで
質問受付期間	令和6年3月25日（月）から令和6年4月8日（月）まで
質問への回答	令和6年4月10日（水）
企画提案書の提出	令和6年4月17日（水）まで
プレゼンテーション	令和6年4月24日（水）
選定結果の通知	令和6年4月下旬頃の予定

### 5 参加資格

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
  - ウ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者
  - エ 破産法（昭和16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
  - オ 銀行取引停止処分がなされていない者会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けているものを除く。
- (3) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
  - (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
  - (5) プロポーザル参加の申請に当たり提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

## 6 参加申し込み

「5 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出願います。なお、参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けませんので留意願います。

### (1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式1）

イ 会社概要書（様式2）

ウ 業務実績書（様式3）

※類似事業を企画運営した実績について、契約書の写し、その企画内容や成果がわかる資料を添付すること。

エ 誓約書（様式4）

オ 事業所所在地の納税証明書（法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税）。

※納税証明書については、3ヶ月以内に発行したもので、原本、写しどちらでも可。

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 提出方法

電子メール、持参または郵送等により提出してください。電子メールの場合、件名は「信州・御代田龍神まつり企画運營業務プロポーザル参加申し込み」としてください。持参の場合は、事前に電話連絡してください。郵送等の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認願います。

### (4) 提出期間

令和6年4月8日（月）までです。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの時間帯にお願いします。

### (5) 提出先

龍神まつり実行委員会事務局（御代田町産業経済課商工観光係内）

〒389-0292 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6

TEL:0267-32-3113

E-mail : shokan@town.miyota.nagano.jp

(6) 参加の承認

参加承認の可否については、令和6年4月19日（金）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知します。

(7) 質問等

参加申し込み及び業務の内容等に関する質問等については、質問書（様式6）により、「6 参加申し込み」の「(5)提出先」のメールアドレスにおいて、令和6年4月8日（月）まで受け付けます。なお、質問は参加申込者からのみ受け付けるものとし、質問等に対する回答は令和6年4月10日（水）に電子メールで参加申込者全員に回答します。

7 企画提案

「第50回信州・御代田龍神まつり企画運營業務委託仕様書」の業務内容を踏まえ、下記の要領で企画提案書を提出願います。なお、提出された書類は返却できません。また、提出期限内においては、企画提案書等の修正または変更は可能です。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

- ・「第50回信州・御代田龍神まつり企画運營業務仕様書」を踏まえて企画提案書を作成してください。
- ・規格は、A4版・横書き・文字サイズ10.5ポイント以上・両面印刷で30ページ以内を原則とします。
- ・1社1案として、PRしたいポイントや提案趣旨などを、簡潔にわかりやすく記載してください。提出を求めている資料を添付するなど、過大なものにならないように注意してください。

イ 工程表（任意様式）

業務スケジュールをA4版で記入してください。

ウ 実施体制調書（様式5）

エ 見積書（任意様式）

A4版で、業務名と金額（税込み）、積算内訳を記入してください。

(2) 提出部数

ア～エまでを1部として整理し、企画提案者名が記載された書類一式を1部、企画提案者名が記載されていない書類一式を6部提出してください。

(3) 提出方法

持参または郵送等で書類一式を提出してください。また、書類一式のデータを電子メールにて提出してください。

(4) 提出期限

令和6年4月17日（水）までです。持参は、平日の午前9時から午後5時までの時間帯に願います。なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなします。

(5) 提出先

「6 参加申し込み」の「(5)提出先」と同様です。

8 受託者の選定について

(1) 審査方法

委託予定者の選定は、「第50回信州・御代田龍神まつりプロポーザル審査委員会」の審査において、決定します。

(2) 審査基準

「第50回信州・御代田龍神まつり企画運営業務プロポーザル審査基準」に基づき、下記の配点で審査します。

評価項目及び配点（合計100点）

ア 業務遂行能力 50点

イ 企画力 35点

ウ 予算の内容 15点

（3）評価の算出方法

選定委員は審査項目ごとにA～Eの5段階に評価します。

A：非常に優秀 B：優秀 C：普通 D：やや劣る E：劣る

審査項目ごとの評価点は、5段階で評価したA～Eのそれぞれの係数（A：1.0、B：0.8、C：0.6、D：0.4 E：0.2）を乗じた点数とし、その合計を総得点とします。

（4）選定結果の通知

選定結果を電子メールにより通知します。なお、選定に関する異議等は一切受け付けません。

## 9 プレゼンテーション

（1）実施日時（予定）

令和6年4月24日（水）午後2時から

（2）実施場所（予定）

御代田町役場2F 庁議室

（3）実施時間

1 企画提案者につき25分以内とし、概ねプレゼンテーションを15分以内、質疑応答を10分以内とします。

（4）プレゼンテーションの方法

「7 企画提案」の「（1）提出書類」に沿って、わかりやすく簡潔に説明願います。プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとします。提案書にない追加提案や追加資料の配布は認めません。なお、プレゼンテーションは非公開とします。

## 10 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

（1）「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合

（2）提出書類等に虚偽の記載があった場合

（3）審査の公平性を害する行為があった場合

（4）企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

（5）企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、「第50回信州・御代田龍神まつり企画運営業務プロポーザル審査委員会」が失格と認めた場合

（6）見積書の見積金額が委託料上限額の範囲を超えている場合

## 11 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とします。

## 12 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるとき

は、中止または取り消す場合があります。その場合においては、プロポーザルに要した経費を御代田町に請求できません。

### 13 契約について

プロポーザルの審査結果に基づき、御代田町は決定した委託予定者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書に調整した後、契約を締結します。

### 14 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおりです。

龍神まつり実行委員会事務局（御代田町産業経済課商工観光係）

〒389-0292 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6

TEL:0267-32-3113

E-mail : [shokan@town.miyota.nagano.jp](mailto:shokan@town.miyota.nagano.jp)

### 15 その他

このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、御代田町情報公開条例に基づき、提出書類等を公開する場合があります。